

令和8年度

宇治市新婚世帯

住宅確保おうえん事業補助金

応募要領



令和8年5月

宇治市建設部住宅課

空き家対策係

1 事業の趣旨

宇治市は、新婚世帯が住宅を確保するにあたり、経済的負担の軽減、空き家の利活用および市内への移住、定住を図るため、新婚世帯が実施する住宅購入等に要する経費について、予算の範囲内において補助を実施します。

2 補助対象者（申請者）

補助対象者は、次のいずれにも該当する世帯に属するものとします。

- (1) 令和8年1月1日から補助金交付申請兼実績報告時点までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯で、婚姻届提出時点において、夫婦の双方が39歳以下であること。
(法律上、年齢は誕生日の前日に加算されますのでご注意ください。)
- (2) 夫婦の一方又は双方の住民票の住所が、補助対象住宅の所在地となっていること。
- (3) 夫婦の前年の所得の合計が、500万円未満であること。(交付申請兼実績報告が、4月又は5月の場合は、前々年の所得の合計が500万円未満であること。)但し、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、当該所得の合計額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した額が500万円未満であること。
- (4) 夫婦の双方が、次に掲げる講座等のいずれか1つを実施すること。
 - ア. ライフデザイン支援講座の受講(乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。)
 - イ. プレコンセプションケアに関する講座の受講
 - ウ. 医療機関への妊娠・出産に関する相談
 - エ. 共家事・子育て講座(男性の家事・育児参画のための講座を含む。)の受講
- (5) 夫婦の双方が、市税の滞納がないこと。
- (6) 宇治市に定住を希望すること。
- (7) 夫婦の双方が、国または他の地方公共団体から同種の補助、およびこの要領に基づく補助を過去に受けていないこと。また、宇治市子育て世帯住宅確保おうえん事業補助金の補助を受けていないこと。(過去に宇治市新婚・子育て世帯等住宅確保おうえん事業補助金の交付を受けた場合も含む。)
- (8) 夫婦の双方が、暴力団又はその傘下組織でないこと。

この補助制度中の用語説明

- (1) **新婚世帯** 令和8年1月1日から補助金交付申請兼実績報告時点までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯で、夫婦の双方が39歳以下であるものをいう。
- (2) **所得** 給与所得者の場合は1年間の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した金額をいい、自営業者の場合は売上金額から必要経費を控除した金額をいう。
- (3) **貸与型奨学金** 公的団体又は民間団体が、学生の修学又は生活のために貸与した資金をいう。

3 補助対象事業

新婚世帯が婚姻を機に居住するために必要な住宅購入、住宅リフォーム、住宅賃借、引越事業とし、補助金の交付申請兼実績報告時点における夫婦の一方又は双方の住民票に記載されている住所の存する住宅を対象とします。

4 補助対象経費

補助対象経費は、令和8年度中に支払った次のものを対象とします。

- (1) **婚姻に伴う住宅購入に要する費用**
建物代に係る費用。(土地代、その他費用は対象外)
- (2) **婚姻に伴う住宅のリフォーム費用**
住宅の機能維持又は向上を図るための修繕、増築、改築、設備更新等の費用。(倉庫、車庫、門、フェンス、植栽等の外構に係る費用は対象外、自ら工事する等によるリフォームのための材料費は対象外。)
- (3) **婚姻に伴う住宅賃借に係る費用**
賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料 等。但し、勤務先等から住宅手当等が支給されている場合はその額を、生活保護による住宅扶助、その他の公的制度による家賃補助を受けている場合はその全額に相当する額を、補助対象経費から控除します。
- (4) **婚姻に伴う引越に要する費用**
引越業者又は運送業者へ支払った費用

参考：交付対象期間の考え方(※婚姻日より前に引越等を実施した場合)

- ①婚姻日より 1年以内に引越等を実施
…令和8年4月1日以降支払ったものが対象経費
例：婚姻日 R8.10.1、引越 R7.12.1
例：婚姻日 R8.10.1、引越 R8.4.1
- ②婚姻日より 1年以上前に引越等を実施
…婚姻日以降に支払ったものが対象経費
例：婚姻日 R8.10.1、引越 R7.6.1 ⇒R8.10.1 以降支払ったもの

※住宅購入、住宅リフォームについては、ローン払いの場合ローン契約に基づくもの限り、交付申請兼実績報告時点までに支払った額を補助します。

※夫婦の一方のみが補助対象住宅に居住する場合は、補助対象住宅に居住されていない方の引越し、賃借に係る費用は対象外です。

5 補助金の交付額

補助金の額は、補助対象経費の支出額の合計額の2分の1の額と次の表に掲げる補助基準額を比較して、いずれか少ない方とします。また、補助対象住宅が、概ね1年を通して、現に使用されていない状態またはこれに類する状態にあるもの及びその敷地を活用する場合は次の表の加算があります。(1,000円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てます。)

補助対象者年齢（婚姻届出時点）	補助基準額（上限）	加算額（一律）
夫婦ともに29歳以下	60万円/世帯	5万円/世帯
夫婦ともに39歳以下 （夫婦ともに29歳以下を除く。）	30万円/世帯	

補助例

- ① 夫28歳、妻26歳（夫婦ともに29歳以下、合計所得300万円）
住宅購入費2000万円、新築（ローンにて、申請までに合計40万円支払い）

所得額	夫婦の所得合計額500万円未満により補助対象
補助対象経費	40万円
補助額	20万円 （上限）

- ② 夫26歳、妻29歳（夫婦ともに29歳以下、合計所得550万円、奨学金返済額70万円）
住宅リフォーム費80万円（ローン払い無）、引越費30万円

所得額	夫婦の所得合計額500万円未満により補助対象 (550万円-70万円=480万円)
補助対象経費	110万円(80万円+30万円=110万円)
補助額	55万円 （補助対象経費の1/2）

- ③ 夫30歳、妻28歳（夫婦ともに39歳以下、合計所得450万円）
住宅賃借費：家賃30万円（うち住宅手当10万円）、引越費20万円

所得額	夫婦の所得合計額500万円未満により補助対象
補助対象経費	40万円(30万-10万円+20万円=40万円)
補助額	20万円 （補助対象経費の1/2）

- ④ 夫39歳、妻22歳（夫婦ともに39歳以下、合計所得600万円）
住宅購入費：1500万円（ローン払い無）、既存住宅

所得額	夫婦の所得合計額500万円以上により 補助対象外
補助対象経費	1500万円
補助額	0万円

- ⑤ 夫 29 歳、妻 28 歳（夫婦ともに 29 歳以下、合計所得 400 万円）

住宅リフォーム費：200 万円（ローン払い無）、1 年以上の空き家を活用

所得額	夫婦の所得合計額 500 万円未満により補助対象
補助対象経費	200 万円
補助額	65 万円 （補助額上限 60 万円＋加算 5 万円）

6 募集期間

令和 8 年 5 月 25 日（月） から 令和 9 年 1 月 29 日（金） まで

ただし、募集期間中においても、予算額に達した時点で募集を終了します。（先着順）

7 交付申請及び実績報告手続き

申請にあたっては、宇治市新婚世帯住宅確保おうえん事業補助金交付申請兼実績報告書（様式第 1 号）に以下の必要書類を添えて、宇治市住宅課窓口に提出してください。

（提出に関しての注意点）

- 交付申請兼実績報告書提出前に、補助制度の対象となるか必ず事前に確認してください。
- 先着順のため、郵送での提出は受け付けておりません。
- 引越やリフォーム工事等の対象となる事業が完了し、夫婦の一方又は双方が補助対象住宅の所在地に住民票の住所変更が完了していないと、受付ができません。
- 必要書類に不足等があった場合、申請書の受理ができません。

「交付申請兼実績報告の際に必要な書類」

- ア 夫婦の世帯全員の住民票の写し（続柄記載のあるもの）
- イ 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍全部事項証明書（原本）
- ウ 夫婦の所得を確認できる書類（課税（非課税）証明書、または所得証明書など）
- エ 夫婦の誓約書兼同意書（様式第 2 号）
- オ 収支決算書（様式第 3 号）
- カ 宇治市新婚世帯住宅確保おうえん事業補助金講座等実施確認シート（様式第 8 号）
- キ 対象住宅の位置図
- ク 補助対象経費の額を確認できる書類（契約書の写し、重要事項説明書など）
- ケ 対象経費を支払ったことが分かる領収書、口座による振り込み明細 など
※領収額、領収日（入金日）、対象項目、支払先が明記されていること

➤ 貸与型奨学金を返済している場合（上記ウと同じ期間のもの）

- コ 奨学金返還証明書 など

➤ 住宅賃借事業

(給与所得者の場合)

サ 宇治市新婚世帯住宅確保おうえん事業補助金住宅手当支給証明書(様式第7号)

住宅手当等が0円の場合でもその旨の記載がある証明書が必要です。

(その他家賃補助を受けている場合)

シ 住宅扶助額、家賃補助額等の補助額が分かる書類

(受給証明書、交付決定通知書 など)

➤ 引越事業

(引越代等の補助を受けている場合)

ス 引越代等の補助額が分かる書類

(※) 宇治市住宅課のホームページから、申請書類をダウンロードできます。

8 補助金交付の流れ

① 「申請者」 ○各種補助対象事業を実施し、令和8年4月1日以降補助対象経費の支払い、住民票の異動手続き(転入、転居など)を完了させ、補助金の交付申請兼実績報告をしてください。

↓

② 「宇治市」 ○補助対象の要件の確認(市税の納税状況等)
○内容の審査
○補助金の交付決定兼額確定通知あるいは不交付決定通知

↓

③ 「申請者」 ○補助金の交付請求
(今後の事業の参考のため、アンケートにご協力ください。)

↓

④ 「宇治市」 ○補助金の交付

9 その他

- ・補助対象者は、補助対象事業に係る経理を他の経理と明確に区分し、適正に行うとともに、当該経理に係る書類を、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して10年間保管してください。
- ・補助制度利用時に宇治市に定住の意思があれば、宇治市が調査した上、やむを得ない事情と判断すれば、転出されても問題はありません。
- ・補助制度利用後、市の広報等で補助金活用の啓発にご協力いただくことがあります。

10 提出先・問合せ先

担当 宇治市 建設部 住宅課 空き家対策係
〒611-8501 宇治市宇治琵琶 33 番地
TEL 0774 - 21 - 0418 (直通)